

国境離島新法にかかる雇用機会拡充事業

平成30年度事業第2回募集のお知らせ！



概要

雇用機会拡充事業（創業・事業拡大支援）

- 特定有人国境離島地域（五島市を含む）における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う場合の設備投資資金や人件費、広告宣伝費などの運転資金の支援を行います。

※事業実施期間…平成30年10月～31年3月

募集期間

平成30年6月25日（月）～7月31日（火）17時必着

※期間中、事業計画作成にかかる専門家（内閣府：特定有人国境離島地域プロジェクト推進アドバイザー）による個別相談会（予約制）を開催します。

参加を希望される方は、事前にお申込みください。

開催日：7月17日（火）、7月18日（水） 場所：市役所3階第3委員会室

対象者

- 個人開業、会社等の設立を行い、事業を開始しようと考えている方
- すでに事業を営んでいる方で生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るため、雇用拡大・設備投資等を行いたいと考えている方

<事業採択の基準>

- ・ 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業
- ・ 島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスにもかかわらず島外の事業者に依存せざるを得ない状況を改善する事業
- ・ 島への転入者数の増加に直接的に効果がある事業 など

対象経費

○対象経費

- ・ 設備費、改修費
- ・ 広告宣伝費、店舗等借入費、人件費、島外からの事業所移転費、研究開発費、従業員の教育訓練経費

- 補助対象事業費の上限額は、下表の左欄の区分に応じ、右欄の額となります。

事業実施者の負担割合は、補助対象事業費の4分の1となります。

区 分	補助対象事業費の上限額
創 業	600万円
事業拡大	1,600万円
設備投資を伴わない事業拡大	1,200万円

詳しくは五島市ホームページをご覧ください。

まるとう 国境離島新法に関する支援事業

検索

問合せ先

五島市役所 地域振興部 商工雇用政策課（雇用・起業促進班）

電話：0959（72）7862 E-mail：shoukou@city.goto.lg.jp